

山梨県警察本部訓令第6号

業務の合理化・効率化に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月10日

山梨県警察本部長 近藤 知 尚

業務の合理化・効率化に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(山梨県警察通信指令業務及び無線通信の運営に関する訓令の一部改正)

第1条 山梨県警察通信指令業務及び無線通信の運営に関する訓令(昭和45年山梨県警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第33条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第4号様式を削る。

(山梨県警察職員の服務に関する訓令の一部改正)

第2条 山梨県警察職員の服務に関する訓令(平成4年山梨県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号 削除

(山梨県警察の表彰取扱いに関する訓令の一部改正)

第3条 山梨県警察の表彰取扱いに関する訓令(平成16年山梨県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、当該職員の身上記録カードに所要事項を記載するとともに」を削る。

(山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令の一部改正)

第4条 山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令(平成25年山梨県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

様式 略

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。